

福津市地域公共交通計画

(概要版)

福 津 市

令和7年(2025年)5月

目 次

1. 計画の概要	1
1-1. 計画策定の背景と目的	1
1-2. 計画の位置づけ	1
1-3. 計画の対象区域と計画期間	2
1-4. 計画の枠組み	2
2. 市内公共交通の課題	3
3. 計画の基本方針	4
3-1. 福津市の交通将来像	4
3-2. 公共交通の基本方針	4
3-3. 公共交通基本方針図と交通機関の役割	6
4. 計画目標と施策等	9
4-1. 計画目標の設定	9
4-2. 計画における施策体系	10
4-3. 施策・取り組みの実施主体及び実施時期	11
4-4. 計画目標の数値指標	13
5. 計画の進捗管理	14
5-1. 施策のマネジメント体制	14
5-2. 評価・検証の実施時期等	15

1. 計画の概要

1-1. 計画策定の背景と目的

公共交通を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの生活様式の変化等により公共交通利用が伸び悩み、長引く円安や情勢不安による燃料費の高騰が公共交通事業経営を圧迫、運転手の高齢化と人材不足など、全国的に非常に厳しい状況にあります。

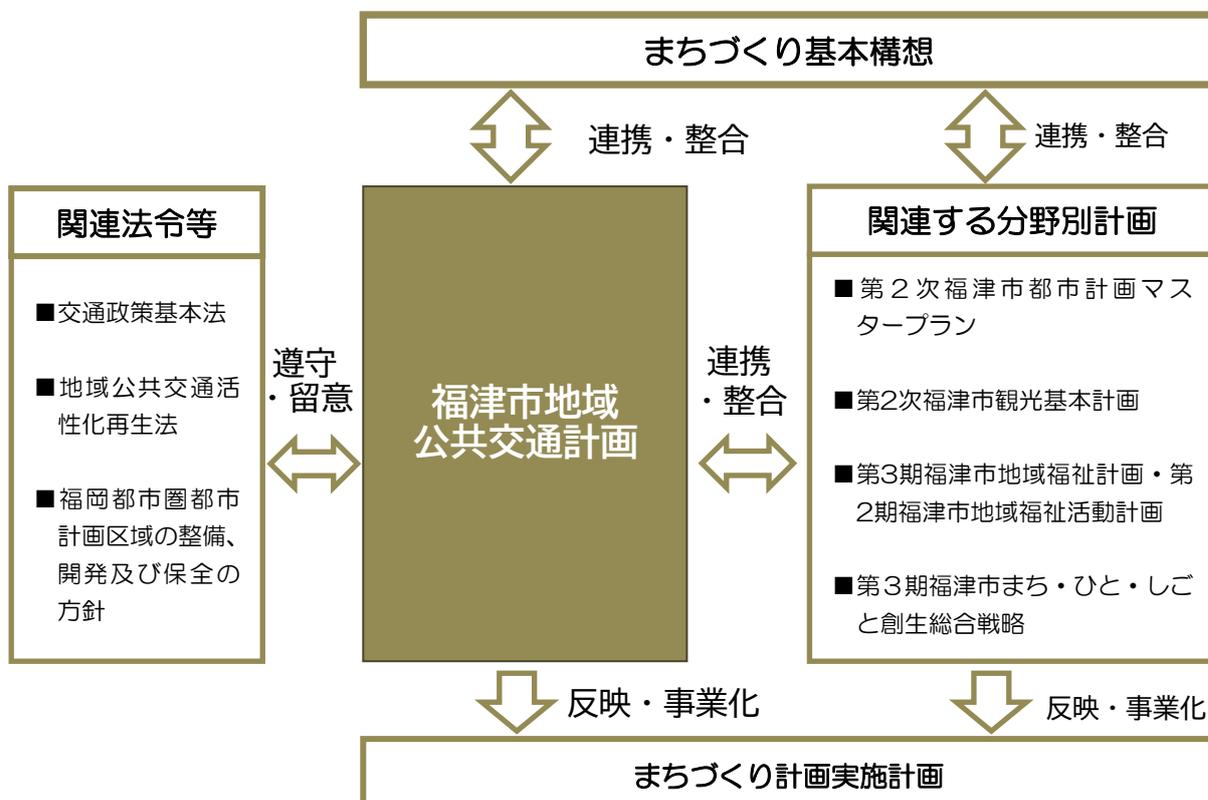
福津市では、令和元年8月に「福津市地域公共交通網形成計画」を策定し、計画の基本方針のもと様々な交通施策を実施してきましたが、全国状況と同様に、新型コロナウイルス感染症の蔓延以降、公共交通の利用者は減少しています。また、運転手不足、運行経費の高騰などにより路線バスも一部区間の廃止や減便を余儀なくされている状況です。

この状況に対応し、引き続き、市民の移動手段の確保による生活への不安の解消と、暮らしやすく魅力ある地域を創り上げるため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく『福津市地域公共交通計画』を策定することとしたものです。

本計画では、市の公共交通体系の現状や調査結果を踏まえた課題を抽出した上で、公共交通の基本方針、目標、施策、取り組み及び体制を明らかにして、市内各地域のニーズに合った効率的で持続可能な公共交通網の形成に資することを目的とします。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、福津市がめざす将来像とその実現に向けた7つのテーマごとの目標像並びに取組方針を示す「まちづくり基本構想」を上位計画とし、かつ、関係法令等や関連計画を踏まえ策定しています。



1-3. 計画の対象区域と計画期間

(1) 計画の対象区域

本計画は、福津市全域を対象とします。

なお、必要に応じて隣接する市町との連携を図ります。

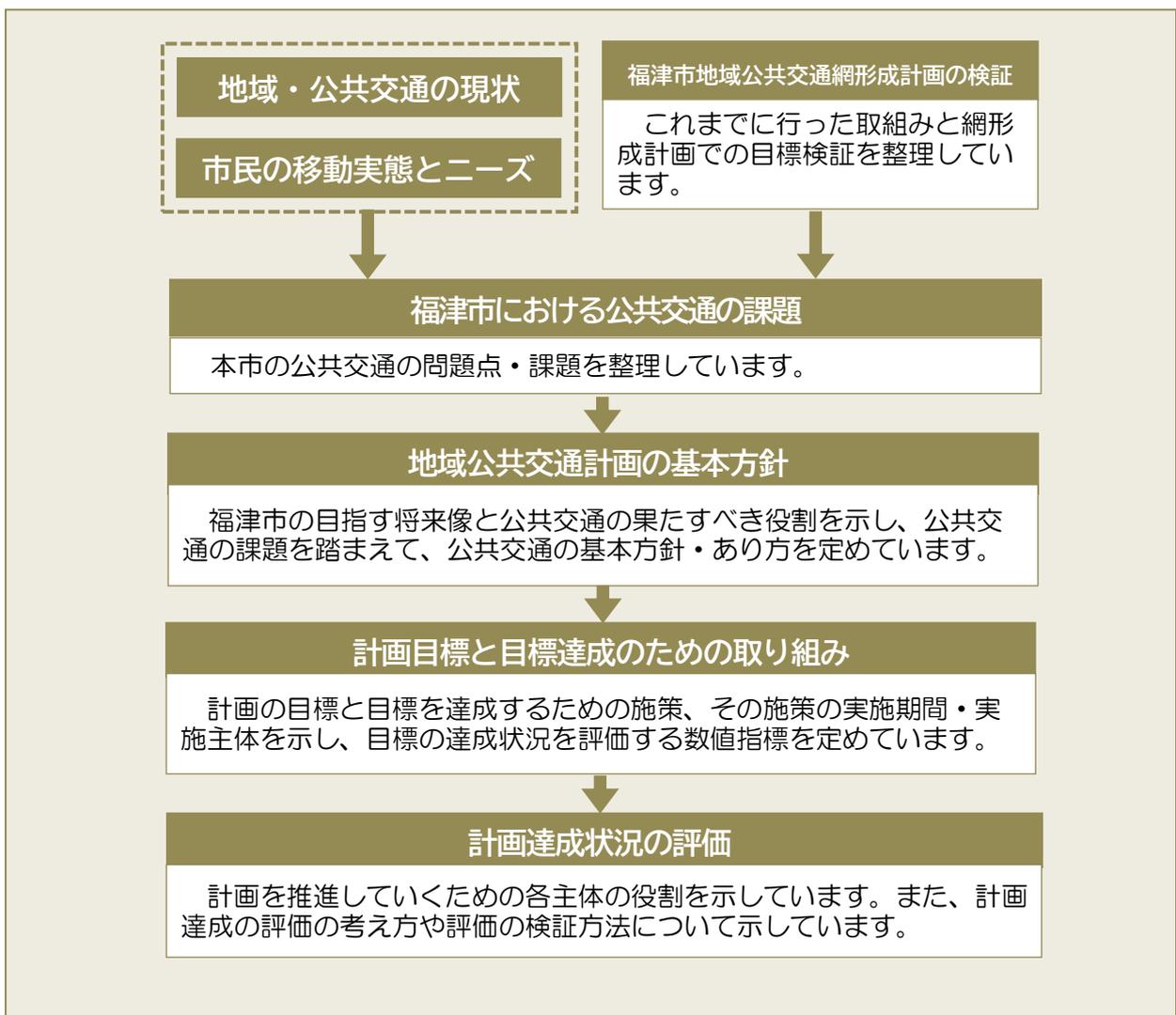
(2) 計画期間

計画の期間は、令和7年10月から令和12年9月までとします。

なお、期間内においても必要に応じて計画の見直し、修正を行います。

1-4. 計画の枠組み

本計画は、以下の6つの項目で構成します。

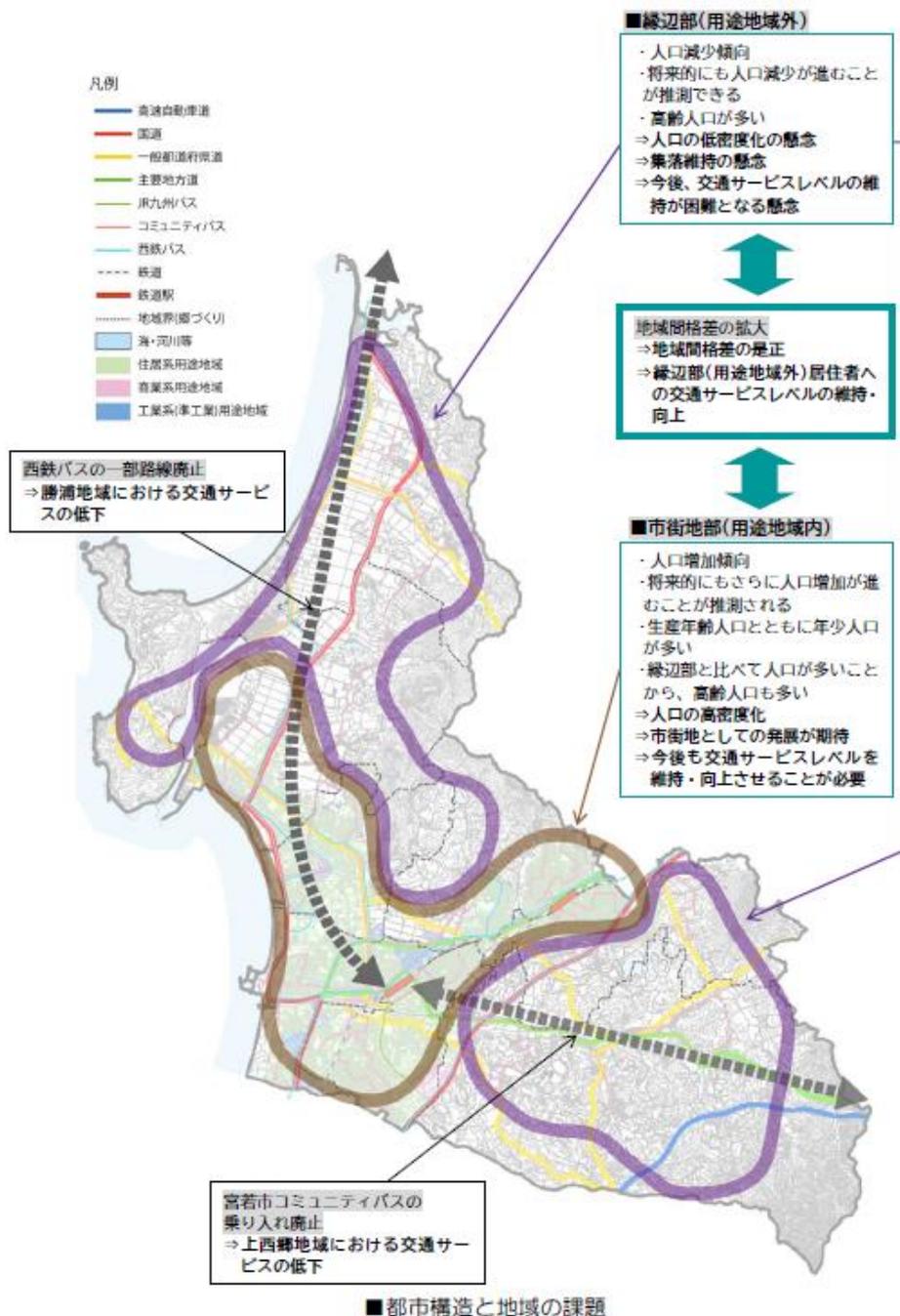


■ 福津市地域公共交通計画の枠組み

2. 市内公共交通の課題

地域公共交通を取り巻く現状や、福津市地域公共交通網形成計画の検証結果、市民アンケート調査の結果等を踏まえ、福津市における地域公共交通の課題を以下のように整理します。

- 課題1 高齢化に対応した持続可能な公共交通の確保・維持が必要
- 課題2 地域単位での住民ニーズや利用目的に応じた公共交通ネットワークの構築が必要
- 課題3 公共交通機関相互の連携による利便性向上が必要
- 課題4 まちづくりと公共交通の連携による将来像の実現が必要
- 課題5 各主体（市民（地域）・企業・交通事業者・行政）における役割の明確化と一体的な取り組みが必要



3. 計画の基本方針

3-1. 福津市の交通将来像

福津市における交通将来像は、「福津市まちづくり計画『まちづくり基本構想』（令和元年9月）」及び「第2次福津市都市計画マスタープラン（平成30年3月 令和4年10月改訂）」との整合を図り、下記のように設定します。

■福津市の交通将来像

暮らしやすさを実感できる公共交通体系

鉄道や路線バス、タクシー、コミュニティバス等の各交通機関で相互連携を図り、市民の生活行動やニーズに応えることはもとより、まちづくり・観光振興等とも一体となった、利用しやすい公共交通ネットワークへの再編・強化、交通結節点等における環境整備、他分野との連携による交通手段の補完、新モビリティサービスの調査研究・導入検討、その他、地域の輸送資源の総動員に努め、持続可能な交通体系となることを目指します。

このため、地域の移動ニーズを適切に把握するとともに、交通事業者を含む多様な関係者と連携・協働を深め、福津市における最適な移動手段の確保に努めていきます。

3-2. 公共交通の基本方針

公共交通に係る課題の解決に向けて、福津市の公共交通における基本方針を下記のように設定します。

福津市における公共交通の基本方針

【基本方針1】

市内各地域の課題やニーズに対応し、地域間格差の是正を促す公共交通サービスの充実

利用しやすいルートや運行ダイヤにするとともに、ニーズに応じた目的地や公共交通機関の運行状況等の情報提供の充実を図ります。

特に、高齢者や本市縁辺部(用途地域外)の居住者が、安全で快適に利用しやすい交通環境となるよう配慮します。

→（課題1）高齢化に対応した持続可能な公共交通の確保・維持
→（課題2）地域単位での住民ニーズや利用目的に応じた公共交通ネットワークの構築

【基本方針2】

3つの拠点へのアクセス性向上による市全体の活性化

中心拠点(福間駅周辺)と地域拠点(津屋崎地区・東福間駅周辺)における行政、医療、福祉、商業等の機能向上を下支えし、拠点へのアクセス性を高める公共交通体系を形成することにより、市全体の活性化を図ります。

→(課題1)高齢化に対応した持続可能な公共交通の確保・維持
→(課題4)まちづくりと公共交通の連携による将来像の実現

【基本方針3】

観光資源との連携による交流人口の拡大

市内各地に分布する観光交流スポット※1及び観光交流ゾーン※2への連絡や連携を向上させ、市内外からの交流人口や関係人口の拡大につなげます。

→(課題2)地域単位での住民ニーズや利用目的に応じた公共交通ネットワークの構築
→(課題4)まちづくりと公共交通の連携による将来像の実現

※1 宮地嶽神社、津屋崎千軒、新原・奴山古墳群、畦町宿、福間漁港、津屋崎漁港、直販所(あんずの里市、ふれあい広場ふくま、お魚センターうみがめ)

※2 津屋崎漁港から福間漁港へ至る海岸線と宮地嶽神社を結ぶ地域

【基本方針4】

公共交通機関相互の連携による公共交通体系の機能強化

鉄道や路線バス、コミュニティバス、タクシー等の交通機関に求められる役割を明確にするとともに、それぞれの交通機関の利点を活かしたサービスの提供に努めます。

さらに、各主体や交通機関相互が連携することで、無駄や非効率な運行などを回避し、利用しやすい交通体系を維持していきます。

→(課題3)公共交通機関相互の連携による利便性向上
→(課題5)各主体(市民(地域)・企業・交通事業者・行政)における役割の明確化と一体的な取り組み

【基本方針5】

多様な主体の連携による持続可能な体制や仕組みの良好な維持

地域交通政策の推進に行政が牽引的な役割を果たす中で、交通事業者の自主路線を含む形で策定された地域公共交通計画を具現化するためには、関係者が計画理念を共有し、協議会等において計画の実効性を担保するとともに、多様な関係者による協議を通じて、相互の信頼関係が構築されていることが重要です。

さらに、計画策定段階から行政と交通事業者が意思の疎通を図るとともに、市民を含む関係者が地域公共交通を支えるために総力をあげて取り組むことが求められます。

委託者・受託者、行政主導・事業者主導といった考え方や、事業者(自主)路線・補助路線・委託路線といった従来の枠組みから脱却し、対等の立場で地域公共交通の活性化・維持に向けて取り組むパートナーシップに基づく持続可能な公共交通維持の仕組み(福津市地域交通体系協議会)を良好に維持していきます。

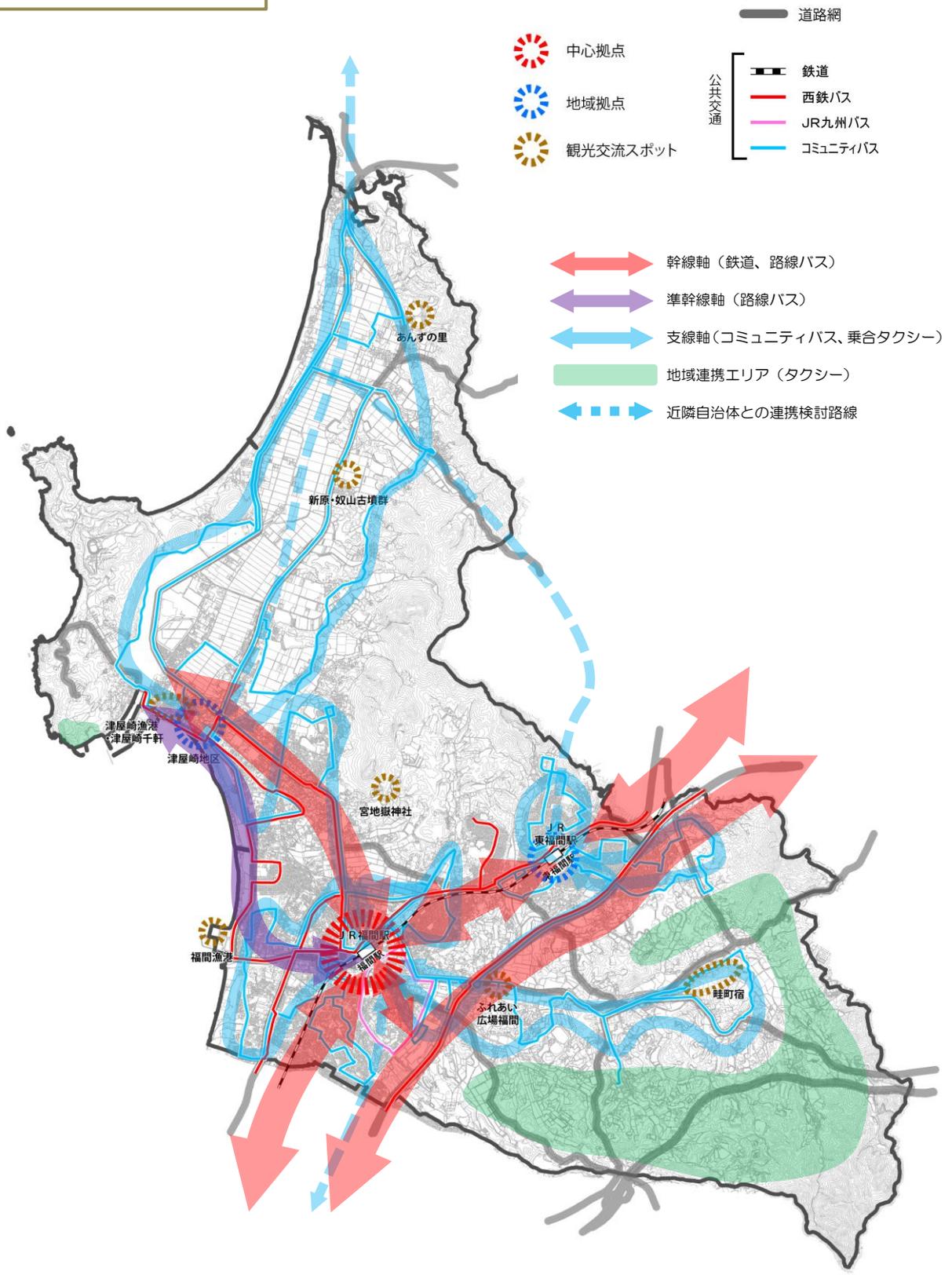
→(課題5)各主体(市民(地域)・企業・交通事業者・行政)における役割の明確化と一体的な取り組み

3-3. 公共交通基本方針図と交通機関の役割

公共交通の基本方針に基づき、交通将来像の実現に向けた基本方針図と各公共交通機関の役割を以下に整理します。具体的には、各公共交通機関の役割を明らかにするとともに、将来の都市構造の骨格を形成する公共交通軸・エリアを設定します。

交通モード	運行主体	該当する現行路線	役割	区分
鉄道	JR九州	鹿児島本線	市の中心拠点や地域拠点を經由し、周辺市及び広域的な都市間の移動を担います。永続性が高く、需要増への柔軟な対応や都市間連携を可能としています。	幹線軸
路線バス (広域)	西鉄バス	赤間急行 26, 26A	市の中心拠点や地域拠点を經由し、周辺市及び広域的な都市間の移動を担います。	
路線バス (市内)	西鉄バス	1-1	市の中心拠点と地域拠点を結び、通勤・通学や買い物、観光等の多様なニーズに対応する役割を担います。	
	JR九州バス	イオン循環線	市の中心拠点と大型商業施設を結び、通勤・通学や買い物等の多様なニーズに対応する役割を担います。	
	西鉄バス	1-2	市の中心拠点と地域拠点を結びとともに、通勤・通学や買い物等の多様なニーズ、さらには観光資源との連携等に対応した幹線的な機能を担います。	準幹線軸
コミュニティバス・ 乗合タクシー	行政、 タクシー 事業者	【ミニバス】 福間周回線 津屋崎線 上西郷線 勝浦線 東福間・若木台線 【乗合タクシー】 ふくつ乗合 タクシー	鉄道や路線バスでカバーできない公共交通の空白地域における移動や高齢者等の生活行動を支えることから、各拠点を起終点とし、幹線軸を補完する役割を担います。	支線軸
タクシー	タクシー 事業者	宗像平和タクシー (株) 宗像交通(有) 福栄タクシー (有)	需要が少なく利用者の高齢化や居住密度が低い本市縁辺部の地域を地域連携エリアと位置づけます。移動はタクシー等で居住地と拠点や幹線軸・支線軸を結びます。	地域連携エリア 及び市域全域

公共交通の基本方針図



中心拠点

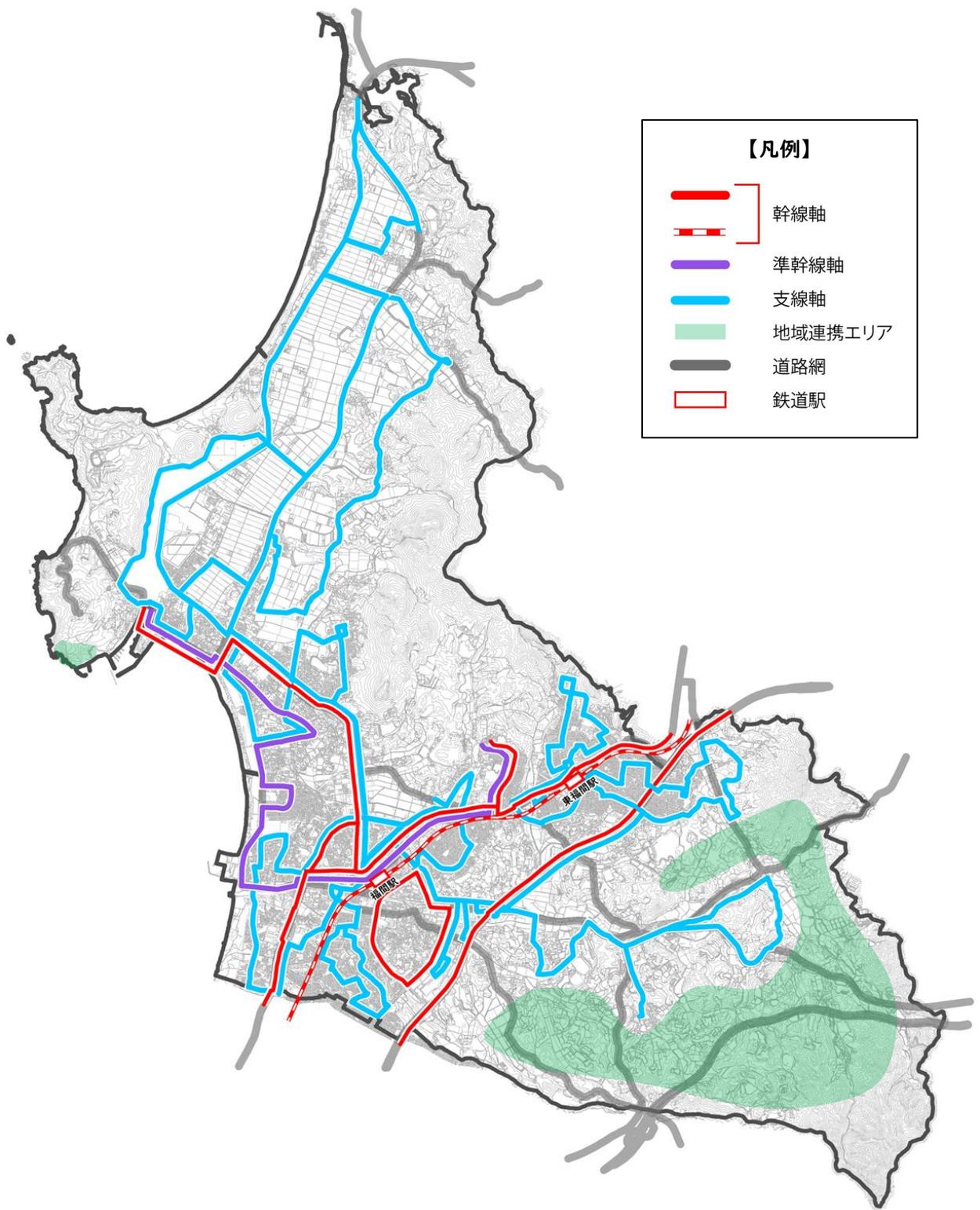
地域拠点

観光交流スポット

- 道路網
- 公共交通
 - 鉄道
 - 西鉄バス
 - JR九州バス
 - コミュニティバス

- 幹線軸 (鉄道、路線バス)
- 準幹線軸 (路線バス)
- 支線軸 (コミュニティバス、乗合タクシー)
- 地域連携エリア (タクシー)
- 近隣自治体との連携検討路線

■公共交通の基本方針図



■福津市における公共交通体系図
(令和7年10月時点)

4. 計画目標と施策等

4-1. 計画目標の設定

公共交通の基本方針に基づいた計画目標を以下のとおり設定します。

目標Ⅰ：公共交通体系の適切な維持と改善

福津市が目指す交通将来像の実現のため、公共交通体系を維持・確保していきます。市や事業者は、利用者のニーズや需要に対応するサービスの提供を行うとともに、利用者である市民等の積極的な公共交通の利用を促進していくものとしします。

目標Ⅱ：公共交通利用者の利便性向上と普及

福津市が目指す交通将来像の実現のため、公共交通体系を誰もがわかりやすく、安全に利用しやすく、また利用したくなるよう、ハード・ソフトの両面で環境を整備していきます。市や交通事業者、また市内企業・商店等は、市民等の公共交通利用時の利便性向上とその普及のため積極的に取り組むものとしします。

目標Ⅲ：公共交通に対する安心感の確保

福津市が目指す交通将来像の実現のため、公共交通の利用に際した安心感を確保していきます。市や事業者は、利用実態の把握に努め、利用者に分かりやすく正確で、かつ時期を逃さない周知を行うほか、迷わない公共交通の利用のための環境整備やインターネット等を活用した情報提供等を進めるものとしします。

目標Ⅳ：多様な関係者との連携・協働

福津市が目指す交通将来像の実現のため、多様な関係者と連携・協働していきます。市や近隣自治体、事業者、地域、市民団体等が利用者目線で多様・相互に連携することにより、利便性の高い地域公共交通サービスを「共創」することを目指していきます。

4-3. 施策・取り組みの実施主体及び実施時期

本計画における施策・取り組みの実施主体、実施時期は以下のとおりです。

計画目標	施策	取り組み	実施主体	実施時期					
				2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)	2030年 (R12)
目標Ⅰ 公共交通体系の適切な維持と改善	I-① 幹線軸の維持	1. 需要に応じた運行本数の確保	行政 交通事業者	実施・継続					
		2. 施設・車両のバリアフリー化	行政 交通事業者	順次実施					
		3. 公有地の活用	行政	準備 → 実施					
	I-② 準幹線軸の維持	1. 幹線軸を補完しつつ拠点間の移動や観光振興への対応を考慮したバス路線の維持	行政 交通事業者	継続実施					
	I-③ 支線軸の定期的な見直しと改善	1. 利用ニーズや乗降実態を考慮したコミュニティバス路線の定期的な見直し	行政	実施					
		2. よりよい見直し・改善のための協力体制の確保	行政 交通事業者 市民	実施					
	I-④ 地域連携エリアの移動支援	1. 地域連携エリアでのタクシーを活用した移動支援の維持・拡充	行政	実施					
I-⑤ 新たな交通手段の導入の検討	1. 地域の実情等に応じ既存交通手段から新交通手段（新モビリティサービス）への置き換え・追加等の導入検討・実施	行政	準備 → 導入検討（条件等が整い次第実施）						
I-⑥ 人材確保に向けた広報の支援	1. 運転士等の人材不足を解消するために必要な広報の支援	行政	随時実施						
目標Ⅱ 公共交通利用者の利便性向上と普及	II-① 待合環境の改善	1. 主要な交通結節点等での乗り継ぎ・待合環境の改善	行政 交通事業者 企業・商店等	調査・調整・実施					
		2. 停留所ごとの事情に応じた待合・乗降環境の改善	行政 交通事業者 企業・商店等	調査・調整・実施					
	II-② 乗り継ぎ運行時刻の調整	1. 支線軸における主要な乗り継ぎ拠点(駅やバス停)での運行ダイヤの時間調整	行政 交通事業者	調整・実施					
	II-③ 利用者に対する特典等の検討・実施	1. 回数券・定期券制度の創設（コミュニティバス）	行政 交通事業者	導入検討 → 実施					
		2. 乗り継ぎ割引制度の再構築	行政 交通事業者	導入検討・調整・実施					
3. 乗車特典制度の創設		行政 交通事業者 企業・商店等	導入検討 → 実施						

計画目標	施策	取り組み	実施主体	実施時期						
				2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)	2030年 (R12)	
目標Ⅲ 公共交通に対する安心感の確保	Ⅲ-① 公共交通の利便性を促す情報の周知	1. 主要な交通結節点等における総合案内板の設置	行政 交通事業者	企画	調整		実施			
		2. バス停案内表示の改善と充実	行政 交通事業者	実施						
		3. 公共交通案内マップの作成・配布	行政	作成検討・作成			配布			
		4. 路線見直しに合わせて時刻表の改正・配布	行政	見直し時期に合わせて実施・配布						
		5. ホームページの充実とGTFSデータの活用	行政	随時実施						
	Ⅲ-② わかりやすいバス系統及び車両の表示	1. わかりやすい系統名・バス停名の設定	行政 交通事業者	順次実施						
		2. バス車両、バス停等への系統表示	行政 交通事業者	順次実施						
	Ⅲ-③ わかりやすい乗り継ぎ情報の提供	1. 乗り継ぎ拠点におけるわかりやすい乗り継ぎ情報の表示	行政	順次実施						
	Ⅲ-④ 免許返納者に対する特典等の普及促進	2. 免許返納者に対する特典等の普及促進	行政	順次実施						
	Ⅲ-⑤ モビリティ・マネジメント(MM施策)の実施	1. 公共交通の乗り方講座等の検討・実施	行政	調査・調整・実施						
	目標Ⅳ 多様な関係者との連携・協働	Ⅳ-① 市内公共交通機関の連携	1. 福津市地域交通体系協議会を通じた市内公共交通機関相互の情報交換・連携の推進	行政 交通事業者	定期実施					
		Ⅳ-② 企業等と連携した取り組みの推進	1. 車内広告や駅・バス停のネーミングライツ等の取り組みの拡充	行政 企業	実施					
			2. 商業施設等が実施する配送サービス等との連携・情報交換	行政 企業	調査・調整・実施					
		Ⅳ-③ 地域やコミュニティと連携した取り組みの推進	1. 地域団体等主体の自家用有償旅客運送等への伴走支援	行政 地域団体等	随時実施					
			2. 福祉団体等による福祉有償運送との連携・情報交換	行政 地域団体等	随時実施					
Ⅳ-④ 観光施策と連携した取り組みの推進	1. 観光地・観光施設のPR等に併せた公共交通の利用促進	行政 観光事業者	随時実施							
Ⅳ-⑤ 近隣市町と連携した取り組みの推進	1. 沿線自治体(宗像市、古賀市、新宮町)との連携・情報交換	行政	随時実施							

4-4. 計画目標の数値指標

計画の達成状況を評価するための指標を、以下のとおり設定します。

■評価指標と現況値・目標値

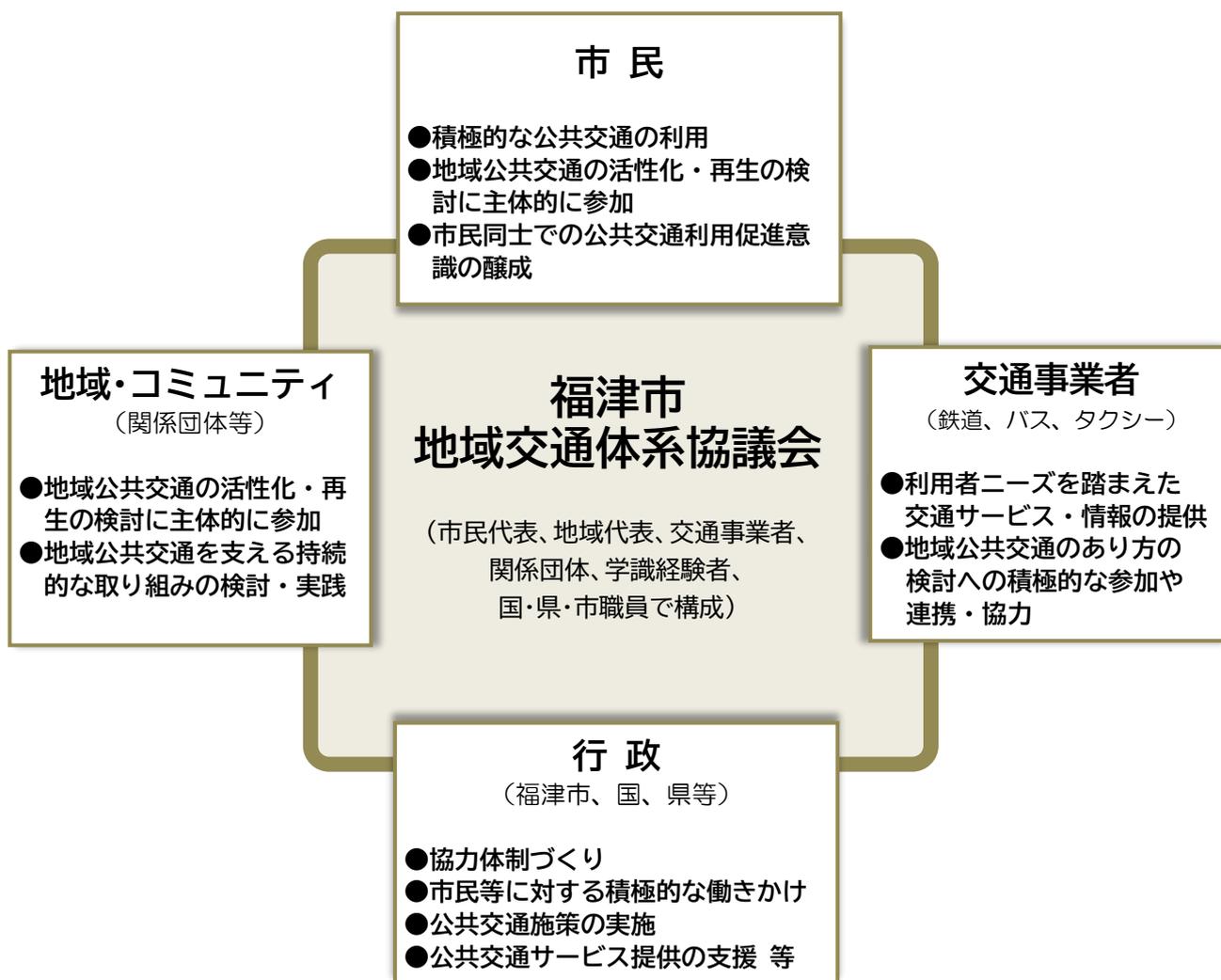
計画目標	評価指標	現況値 ※ () 内は実績年度	目標値(R12)
目標Ⅰ 公共交通体系の適切な維持と改善	鉄道（JR九州）の駅別年間利用者数の計	3,988千人/年 (R5実績)	3,988千人/年
	路線バス（西鉄バス）の路線別年間利用者数の計	3,660千人/年 (R5実績)	3,660千人/年
	路線バス（JR九州バス）の路線別年間利用者数	237千人/年 (R5実績)	237千人/年
	コミュニティバスの利用者数	64千人/年 (R5実績)	85千人/年
	コミュニティバスの路線別収支比率	17.0% (全路線の平均) (R5実績)	20.0% (全路線の平均)
	公共交通の維持に係る市の財政負担額	6,000万円 (R5実績)	7,400万円 以下
目標Ⅱ 公共交通利用者の利便性向上と普及	主要な停留所におけるバス待ち改善箇所数	6箇所 (R3～R6実績)	5箇所
	市民アンケートにおける公共交通の利用率	38.1% (R5実績)	40.0% 以上
目標Ⅲ 公共交通に対する安心感の確保	公共交通の利便性に関する満足度評価割合	21.7% (全体平均。R5実績)	25.0% 以上
	市民向け講座又は意見交換会の実施地域・回数	52回 (R1～R4実績)	40回
目標Ⅳ 多様な関係者との連携・協働	他分野連携による新事業の立ち上げ数	0事業 (R5)	1事業

5. 計画の進捗管理

5-1. 施策のマネジメント体制

福津市における地域公共交通をマネジメント（管理）する主体は、「福津市地域交通体系協議会」です。

マネジメントにおいては、行政と交通事業者、市民、地域コミュニティがともに公共交通に対する意識を共有化し、単に評価するにとどまらず、持続可能な地域公共交通網の構築に向け、官民協働のもと取り組んでいきます。



■福津市における地域公共交通推進体制

5-2. 評価・検証の実施時期等

各指標の評価・検証は、福津市地域交通体系協議会にて実施します。

■各指標の評価・検証の実施時期とデータ取得方法

数値指標	実施時期	データ取得方法
鉄道駅別年間乗客数	年1回	交通事業者からデータ提供
路線バスの年間利用者数	年1回	交通事業者からデータ提供
コミュニティバスの年間利用者数	年1回	交通事業者からデータ提供
コミュニティバスの路線別収支率	年1回	行政からの報告
公共交通の維持に係る市の財政負担額	年1回	行政からの報告
主要な停留所でのバス待ち改善箇所数	施策の実施状況に応じて、適宜実施	事業主体へのヒアリングで把握
市民アンケートにおける公共交通の利用率	令和12年度	行政によるアンケート調査による把握
公共交通の利便性に関する満足度評価割合	令和12年度	行政によるアンケート調査による把握
市民向け講座又は意見交換会の実施地域・回数	令和12年度	行政からの報告
他分野連携による新事業の立ち上げ数	進行状況に応じて適宜実施	行政からの報告



福津市地域公共交通計画 (概要版)

令和7年5月

福津市

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

TEL : 0940-42-1111 FAX : 0940-43-3168

E-mail : toshi@city.fukutsu.lg.jp

URL : <http://www.city.fukutsu.lg.jp/>